

熊本県情報公開審査会の答申(平成18年2月20日付け答申第88号)の概要

1 事案の概要

- (1) 平成16年5月20日、熊本県知事(以下「実施機関」という。)に対して、「平成5～6年度発注の楠甫川小規模河川改良工事の設計書及び契約書一式、工事進行管理書類及び検査調書一式並びに工事進行上の写真一式」の開示請求があった。
- (2) 平成16年6月14日、この開示請求に対して、実施機関(担当:土木部河川課)は、「平成5年度楠甫川小規模河川改良工事に係る設計書(補修工事に係るものを除く。)一式、契約書一式及び検査調書一式」について全部開示の決定を、また、「平成5年度楠甫川小規模河川改良工事に係る工事進行管理書類一式、工事進行上の写真一式及び設計書のうち補修工事に係るもの(指示書、協議書等)」(以下「本件対象文書」という。)について存在しないことを理由に不開示の決定を行った。
- (3) 平成16年8月10日、異議申立人は本件対象文書が存在するはずであるとして、異議申立てを行った。
- (4) 平成16年9月7日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、当審査会に諮問を行った。
- (5) 今回の答申は、この諮問に対するものである。

2 主な争点

実施機関は、本件対象文書を保有しているか。

3 当事者の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
<p>一番重要な部分の証拠書類を保管していないとは、不自然極まりなく、県の文書管理規定に反する行為であり、不開示理由として納得できない。</p> <p>本件工事のうち橋台工1基が設計内容と異なっており、これに関するしゅん工検査の過程と結果を示す証拠書類が存在しない。これらの書類だけを分冊にして、紛失したとは納得できない。関係書類を隠ぺいしている。</p> <p>実施機関は、対象文書を会計検査以降に、誤って処分したかもしれないと推測しているが、検査時に存在したかどうか分からない。</p>	<p>本件対象文書は、熊本県文書規程に基づき、土木部河川課で10年間保管しておくべき文書であるが、当時の慣例により、一連文書を分冊し、実質的に事業を実施している出先機関で保管していたと考えられる。</p> <p>関係課の書庫等において探索したが見つからなかったため、当該文書を保管していないと判断した。なお、不存在となった経緯については確認できないが、会計検査終了後、書庫整理を行う中で、誤って処分したことも考えられる。</p> <p>当時の関係者に確認したところ、本件の橋台の補修工事の協議は、口</p>

頭で行われていたとのことであり、協議書は作成されていないと考えられる。

4 答申の概要

(1) 審査会の判断の要旨

ア 書庫等の調査結果について

実施機関は、本件対象文書は存在しないと説明している。そこで、当審査会では、当該文書の存在・不存在及び関連文書の管理状況を確認するため、事務局職員をして、土木部河川課及び天草地域振興局土木部の書庫等の調査を行わせた。しかし、当該文書は確認できなかった。

イ 本件対象文書の存在・不存在について

本件対象文書のうち、工事進行管理書類及び工事写真については、その取得から廃棄に至る経緯を確定させることはできないが、現時点では存在しないものと判断するほかはない。補修工事の協議書については、協議は口頭で行われており、当該文書は作成されていないとのことである。また、上記のとおり、当審査会の調査でも本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 審査会の結論

実施機関が、本件対象文書について、不存在を理由として不開示とした決定は取り消すべきものとは言えない。

なお、本件対象文書の取得から廃棄に至る経緯を確定させることができない理由として、当該文書が適正に管理されていなかったことを指摘しなければならない。実施機関においては、条例第34条の規定にしたがい、今後は、適正な文書管理を徹底させることが必要である。

諮問実施機関	：熊本県知事（土木部河川課）
諮問日	：平成16年9月7日
答申日	：平成18年2月20日（答申第88号）
事案名	：楠甫川改良工事関係書類の不開示決定に関する件（平成16年諮問第129号）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が「楠甫川改良工事関係書類」について、不存在を理由として不開示とした決定は、取り消すべきものとは言えない。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成16年5月20日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、「平成5～6年度発注の楠甫川小規模河川改良工事の設計書及び契約書一式、工事進行管理書類及び検査調書一式並びに工事進行上の写真一式」について行政文書の開示請求を行った。
- 2 平成16年6月14日、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうち、「平成5年度楠甫川小規模河川改良工事に係る設計書（補修工事に係るものを除く。）一式、契約書一式及び検査調書一式」について全部開示の決定を、また、「平成5年度楠甫川小規模河川改良工事に係る工事進行管理書類一式、工事進行上の写真一式及び設計書のうち補修工事に係るもの（指示書、協議書等）」について存在しないことを理由に不開示の決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成16年8月10日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件不開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 平成16年9月7日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消すことを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公共工事の不透明性を調査するに当たり、関係書類の開示請求を行ったが、一番重要な部分の証拠書類を保管していないとは、不自然極まりなく、県の文書管理規定に反する行為であり、不開示理由として納得できない。
- (2) 本件工事のうち、橋台工1基の施工について疑惑がある。現構造物が設計内容と異なっており、これに関するしゅん工検査の過程と結果を示す証拠書類が存在しない。これらの書類だけを分冊にして、紛失したとは納得できない。関係書類を隠ぺいしている。
- (3) 実施機関は、対象文書を会計検査以降に、誤って処分したかもしれないと推測しているが、検査時に存在したかどうか分からない。
- (4) 本件橋台工事の基礎工事に当たる工事関係書類は、本件工事関係書類と一連の一件書類である。10年の保存期間で一律に廃棄できるものではない。
- (5) 適正な検査実績や証拠がない中で公金が支出されている。適正な予算執行とは言えない。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の不開示決定の理由説明書及び口頭での説明の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- 1 本件不開示決定の対象文書のうち、工事進行管理書類や工事写真は、熊本県文書規程（昭和34年熊本県訓令甲第19号）に基づき、設計書や契約書等とともに、土木部河川課で10年間保管しておくべき文書である。しかし、当時の慣例により、一連文書を分冊し、実質的に事業を実施している出先機関（天草地域振興局土木部）で保管していたと考えられる。
- 2 土木部河川課及び天草地域振興局土木部の書庫等において、探索したが見つからなかったため、当該文書を保管していないと判断し、不存在による不開示決定を行った。なお、不存在となった経緯については確認できないが、会計検査終了後、書庫整理を行う中で、誤って処分したことも考えられる。

- 3 本件のような補修工事に関する協議書は、当時、作成が義務付けられていた文書ではない。本件の橋台の補修工事についても、当時の関係者に確認したところ、しゅん工前に、受注者による自主手直し工事として実施されたものであり、当該工事に関する協議は、口頭で行われていたとのことである。よって、本件不開示決定の対象文書のうち、補修工事に関する協議書は作成されていないと考えられる。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容などを踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件工事の概要について

本件不開示決定に係る平成5年度楠甫川小規模河川改良工事（以下「本件工事」という。）は、豪雨による浸水被害の軽減を目的とした河川改良事業として、実施機関が発注した工事であり、その施工内容は、樋門下部工1基、サイホン工1基及び橋台工1基を整備するもので、平成6年1月に着工し、平成7年2月にしゅん工したものである。

なお、異議申立人は、本件工事において、橋台工が設計書どおりに施工されていないこと及びこれに伴い、補修工事が行われたことを指摘しており、実施機関も補修工事が行われたことを認めているところである。

2 本件不開示決定の対象文書について

実施機関が文書が存在しないことを理由に本件不開示決定を行ったのは、次の文書である。

(1) 工事進行管理書類（以下「本件行政文書1」という。）

ア 品質管理書類

工事受注者が、品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により、工事目的物の品質を記録した文書であり、公共工事請負契約に基づき、発注者に提出すべきものである。

イ 出来形管理書類

工事受注者が、工事の出来上がりについて、出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により工事目的物を実測し、設計値と実測値とを対比して記録した文書であり、公共工事請負契約に基づき、発注者に提出すべきものである。

(2) 工事写真(以下「本件行政文書2」という。)

工事受注者が、工事の施工状況、出来形寸法、品質管理の状況等を記録した写真であり、公共工事請負契約に基づき、発注者に提出すべきものである。

(3) 補修工事の協議書(以下「本件行政文書3」という。)

ア 協議(申出)書

工事しゅん工検査前に、施工内容が設計内容に適合していない箇所があった場合に、工事受注者が発注者に対して、自主的に手直しを行う旨の協議を申し出る際の文書である。

イ 協議(回答)書

発注者が、上記の協議(申出)に対して、受注者に対して回答する際の文書である。

3 書庫等の調査について

(1) 調査結果

実施機関は、本件行政文書1から3は存在しないと説明している。そこで、当審査会では、当該文書の存在・不存在及び関連文書の管理状況を確認するため、事務局職員をして、土木部河川課及び天草地域振興局土木部の書庫等の調査を行わせた。しかし、当該文書は確認できなかった。

(2) 関連文書の管理状況

ア 土木部河川課

楠甫川河川改良工事に関する工事関係書類綴りは数冊存在したが、既に開示済みの工事関係書類を除き、本件工事の関係書類は確認できなかった。

楠甫川以外の他の河川改良工事に関する工事関係書類綴り及び河川改良工事以外の工事関係書類綴りについても、抽出のうえ確認したが、本件工事の関係書類は確認できなかった。

イ 天草地域振興局土木部

楠甫川河川改良工事に関する工事関係書類綴りは、天草地域振興局土木部が発注した工事を含め、平成7年度以降に発注された工事の関係書類綴りが数冊保管されていたが、本件工事の関係書類は確認できなかった。

楠甫川以外の他の河川改良工事に関する工事関係書類綴り及び河川

改良工事以外の工事関係書類綴りについても、抽出のうえ確認したが、本件工事の関係書類は確認できなかった。

4 本件行政文書の存在・不存在について

(1) 本件行政文書1及び2について

当該文書は、公共工事請負契約に基づき、受注者が発注者である実施機関に提出すべき文書であり、熊本県文書規程に基づき、実施機関が10年間保存しておくべき文書である。しかし、実施機関の説明及び当審査会の書庫等の調査の結果によれば、その取得から廃棄に至る経緯を確定させることはできないが、現時点では存在しないものと判断するほかはない。

このように、当該文書については、当審査会においても存在を確認することができないので、本件不開示決定を取り消すべきものとは言えない。

(2) 本件行政文書3について

実施機関は、当時の担当者への確認結果から、当該文書は作成されていないと説明している。また、作成が義務付けられていた文書ではなく、本件の橋台の補修工事に関する協議は、口頭で行われていたとのことである。

また、当該文書については、当審査会においても存在を確認することができないので、本件不開示決定を取り消すべきものとは言えない。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本件行政文書1及び2については、上記のとおり、現時点では存在しないものと判断するほかなかったところであるが、本件行政文書の取得から廃棄に至る経緯を確定させることができない理由として、当該文書が適正に管理されていなかったことを指摘しなければならない。行政文書の適正管理は、適正かつ迅速な情報公開を行う基礎となるものである。条例第34条は、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」と、実施機関の責務として、行政文書を適正に管理すべき旨を明記している。実施機関においては、この規定にしたがい、今後は、適正な文書管理（具体的には、完結した行政文書を適正に編さんし、保存すること）を徹底させることが必要である。

熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
会長職務代理者		大江 正昭
委	員	林田美恵子
委	員	前田 和美
委	員	渡邊 榮文

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年9月7日	・ 諮問（第130号）
平成16年10月7日	・ 実施機関から不開示決定の理由説明書を受 理
平成16年11月24日	・ 異議申立人から、理由説明書に対する意見 書を受領
平成17年9月21日	・ 審議
平成17年10月27日	・ 異議申立人の口頭意見陳述及び審議
平成17年11月24日	・ 実施機関からの対象文書不存在理由等の聴 取及び審議
平成17年12月15日	・ 審議
平成18年1月19日	・ 審議